

広島県告示第四百十七号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十三年五月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 協力の申出が撤回された医療機関

名	称	所 在 地
広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院		尾道市古浜町七番一九号

二 救急医療機関として認定された医療機関

名	称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院		尾道市平原一丁目一〇番 二二三号	平成二六年五月一日	